

◎新潟県告示第571号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年5月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県東蒲原郡阿賀町中ノ沢字夏小屋1540の1、1540の2、1541から1547まで、1548の1、1548の4、1549から1554まで、1555の1から1555の3まで、1555の子、1556から1559まで、1560の1、1560の2、1561から1566まで、1567の1、1567の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字夏小屋1540の1、1540の2、1541から1547まで、1548の1（次の図に示す部分に限る。）、1548の4、1549から1554まで、1555の1から1555の3まで、1555の子、1556から1559まで、1560の1、1560の2、1561から1566まで、1567の1、1567の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）